

**建築物の解体等における
石綿飛散防止対策の強化について
(案)**

平成 1 7 年 1 1 月

建築物の解体等における石綿飛散防止検討会

目次

はじめに

- 1．検討の実施状況
- 2．検討会報告の作成に当たっての基本的方針
- 3．現行の大防法及び施行令の規定を踏まえた検討事項の整理
- 4．規模要件等の撤廃
- 5．特定建築材料の見直し
- 6．作業基準の改定
- 7．解体作業等の監視のための石綿濃度測定
- 8．確実な届出を促すための措置
- 9．労安法及び石綿則との整合性
- 10．今後の課題等

参考資料

- 1．石綿含有建築材料の使用実態
- 2．石綿含有建築材料の飛散状況
- 3．規模要件の撤廃等を行った場合の届出数の推計
- 4．大気汚染防止法、同施行令・施行規則における関係規定
- 5．労働安全衛生法及び石綿障害予防規則における関係規定

はじめに

平成17年6月末の新聞報道を契機として、アスベスト問題への社会的な関心が高まったことから、去る7月29日に開催された「アスベスト問題に関する関係閣僚による会合」において、「アスベスト問題への当面の対応」が取りまとめられた。この当面の対応においては、「大気環境への飛散防止措置の対象となる解体・補修作業の規模要件等を撤廃する」とこととされており、来年2月までに関係規定を改正することが求められている。

これは、大気汚染防止法の施行令、施行規則の関係規定の改正を意図しているものであることから、環境省においては、(社)日本作業環境測定協会に所要の調査検討を依頼した。同協会では、その調査検討を進めるため、「建築物の解体等における石綿飛散防止検討会」を設置したものである。

検討会においては、9月以降鋭意作業を進めてきたが、今般、その結果がまとまったことから、検討会報告「建築物の解体等における飛散防止対策の強化について」を提出するものである。

本報告を取りまとめるに当たり、ご尽力いただいた検討会委員各位及びご協力いただいた関係者の方々に厚く御礼申し上げます。

平成17年11月 日

建築物の解体等における石綿飛散防止検討委員長

名古屋 俊士

1. 検討の実施状況

検討会の委員構成は表1のとおりである。また、必要な調査等を行い検討会の資料等として取りまとめるため、一部の検討会委員及び他の専門家による作業グループが設置された。作業グループの構成を表2に示す。なお、検討会及び作業グループの開催状況は表3のとおりである。また、検討会は一般公開の下に行われている。

表1 建築物の解体等における石綿飛散防止検討会委員名簿
(五十音順、敬称略、 は委員長)

氏 名	所 属
出野 政雄	社団法人全国解体工事業団体連合会常務理事・事務局長
大越 慶二	株式会社ファーストビルト専務取締役
神山 宣彦	東洋大学経済学部教授
小林 悦夫	財団法人ひょうご環境創造協会副理事長・専務理事
島田 啓三	社団法人建築業協会環境委員会・副産物部会副部長
島田 光正	東京都環境局環境改善部大気保全課長
富田 雅行	社団法人日本石綿協会
名古屋 俊士	早稲田大学理工学部教授
柁 康則	横浜市環境創造局環境保全部規制指導課長補佐
三本 守	社団法人全国産業廃棄物連合会理事・建設廃棄物部会長
本橋 健司	独立行政法人建築研究所材料研究グループ長・建築生産研究グループ長

表2 作業グループの構成 (順不同、敬称略、 はグループ長)

グループ名	氏 名	所 属
第1作業 グループ	本橋 健司	独立行政法人建築研究所
	島田 啓三	社団法人建築業協会
	青島 等	大成建設株式会社東京支店
	鈴木 秀穂	株式会社竹中工務店
	出野 政雄	全国解体工事業団体連合会
	平井 良夫	社団法人日本石綿協会
第2作業 グループ	富田 雅行	社団法人日本石綿協会
	浅見 琢也	社団法人日本石綿協会
	宮脇 洋介	社団法人日本石綿協会
	小倉 直人	社団法人日本石綿協会
	鈴木 裕生	アゼアス株式会社

表3 検討会及び作業グループの開催状況

検討会経過

検討会回数・開催日	検討内容
第1回検討会 平成17年9月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の解体等における石綿飛散防止検討会の趣旨等について ・検討スケジュールについて ・現行制度の概要等について ・大気汚染防止法の政省令改正に係る検討課題について ・今後の進め方について
第2回検討会 平成17年9月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・作業グループの設置状況及び検討会資料の作成分担について ・石綿使用建築物解体作業の基本的な流れについて ・石綿含有建材の使用実態について ・特定粉じん排出等作業に関する規模要件撤廃等に伴う届出数の増加見込みについて
第3回検討会 平成17年10月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・規模要件の撤廃を行った場合の届出数について ・石綿含有建築材料の使用実態について ・石綿含有建築材料の飛散状況について ・大気汚染防止法施行令・施行規則の改正に係る検討について ・石綿濃度測定技術の現状について ・検討会報告の基本的方針について
第4回検討会 平成17年10月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・検討会報告の骨子案について
第5回検討会 平成17年11月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・検討会報告について

作業グループ検討経過

検討会開催日(部会名)	検討内容
平成17年9月22日	作業部会における検討事項の内容の確認と今後の進め方についての打ち合わせ
平成17年9月28日 (第1作業部会)	<ul style="list-style-type: none"> ・届出件数の増加見込み数の推計方法 ・耐火、準耐火建築以外の石綿使用の実態 ・作業基準の内容の確認
平成17年10月4日 (第2作業部会)	<ul style="list-style-type: none"> ・大防法と労安衛法との届出の仕方、内容の違い ・飛散性に関するデータの収集

平成17年10月7日 (第1、第2合同部会)	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模作業の考え方 ・作業基準に関する考え方
平成17年10月14日 (第1、第2合同部会)	<ul style="list-style-type: none"> ・届出数の推計 ・飛散性に関するデータ ・石綿含有建材のリスト ・作業基準 ・対象範囲
平成17年10月21日 (第1、第2合同部会)	<ul style="list-style-type: none"> ・飛散性に関するデータ ・作業基準 ・報告書骨子案
平成17年11月18日 (第1、第2合同部会)	<ul style="list-style-type: none"> ・石綿含有建材の使用実態 ・飛散性に関するデータ ・作業基準 ・報告書案

2. 検討会報告の作成に当たっての基本的方針

検討会報告は、検討会の審議の過程で確認された以下の基本的方針に基づき取りまとめた。

- (1) アスベスト問題への当面の対応の規定(注1)に対応すること
- (2) 大気汚染防止法施行令(以下「施行令」という。)及び同施行規則(以下「施行規則」という。)の改正を念頭に置くこと
- (3) 施行令、施行規則の運用等に係るものがある場合には、配慮事項や検討課題として示すこと
- (4) 大気汚染防止法(以下「大防法」という。)の改正に係る事項がある場合には、今後の課題として示すこと
- (5) 労働安全衛生法(以下「労安法」という。)及び石綿障害予防規則(以下「石綿則」という。)との整合性に十分配慮すること

注1：アスベスト問題への当面の対応(平成17年9月29日再改訂、アスベスト問題に関する関係閣僚による会合)の「1(1) 建築物等の解体時等の飛散予防の徹底 ア. 建築物等の解体作業等における措置」においては、次のように記述されている。

・大気環境への飛散防止措置の対象となる解体・補修作業の規模要件等を撤廃する。(9月13日に検討会を発足、来年2月までに関係規定を改正)

3. 現行の大防法及び施行令の規定を踏まえた検討事項の整理

現行の大防法及び施行令においては、次のような規定となっている。

大防法

第2条

12 この法律において、「特定粉じん排出等作業」とは、吹付け石綿その他の特定粉じんを発生し、又は飛散させる原因となる建築材料で政令で定めるもの（以下「特定建築材料」という。）が使用されている建築物を解体し、改造し、又は補修する作業のうち、その作業の場所から排出され、又は飛散する特定粉じんが大気の汚染の原因となるもので政令で定めるものをいう。

施行令

（特定建築材料）

第3条の3 法第2条第12項の政令で定める建築材料は、吹付け石綿とする。

（特定粉じん排出等作業）

第3条の4 法第2条第12項の政令で定める作業は、次に掲げる作業とする。

一 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物で延べ面積が500平方メートル以上のもの（次号において「特定耐火建築物等」という。）を解体する作業であつて、その対象となる建築物における特定建築材料の使用面積の合計が50平方メートル以上であるもの

二 特定耐火建築物等を改造し、又は補修する作業であつて、その対象となる建築物の部分における特定建築材料の使用面積の合計が50平方メートル以上であるもの

これを受けて、次の事項及びこれに付帯する事項等について検討を行うこととする。

（1）規模要件

施行令第3条の4第1号の「延べ面積が500㎡以上のもの」

施行令第3条の4第1号及び第2号の「特定建築材料の使用面積の合計が50㎡以上であるもの」

（2）その他の要件

施行令第3条の4第1号及び第2号の「特定耐火建築物等」（建築基準法に規定する耐火建築物又は準耐火建築物）

施行令第3条の3の「建築材料」（現行は「吹付け石綿」）

4．規模要件等の撤廃

（1）延べ面積

上記3（1）の「500㎡以上」という要件については、規制強化を

図るとともに、労安法及び石綿則（規模要件はない）との整合性を図るために、撤廃することが適当と考える。

（２）特定建築材料の使用面積の合計

上記３（１）の「50㎡以上」という要件については、規制強化を図るとともに、労安法及び石綿則（規模要件はない）との整合性を図るために撤廃することが適当と考える。解体作業については、特に例外規定を設ける必要はない（すべて届出の対象とする。）が、改造・補修作業においては、除去等が行われる石綿の量がわずかなもの（例えば石綿の含有状況を調査するためのサンプリングなど）については対象とならないようにすること、及びその旨をマニュアル等において記述することが必要である。

（３）建築物

上記３（２）の「建築基準法に規定する耐火建築物又は準耐火建築物」という限定については、規制強化を図るとともに、労安法及び石綿則との整合を図るためにこの限定を撤廃し、単に「建築物」とすることが適当と考える。これにより一般の家屋も対象となるが、吹付け石綿は一般の家屋ではほとんど使用されていないので、対象となるのはわずかであると考え。なお、労安法及び石綿則では、建築物以外の工作物も対象となっているが、大防法では建築物のみが対象となっていることに留意する必要がある。また、大防法では「建築物」を特に定義なく使用しているが、以下に示す建築基準法第２条第１号の定義が基本になると考える。

建築基準法第２条

（用語の定義）

第２条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 建築物 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）、これに附属する門若しくは塀、観覧のため の工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。）をいい、建築設備を含むものとする。

三 建築設備 建築物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針をいう。

５．特定建築材料の見直し

上記３（２）の建築材料については、以下により見直し等を行うことが適当と考える。

(1) 石綿含有吹付け材

現行では単に「吹付け石綿」となっている。一方、労安法第 88 条第 4 項の届出においては、石綿の重量が当該製品の重量の 1 % を超える吹付けが対象となっている。このため、これとの整合性を図るとともに、石綿含有吹付け材の種類を示すために表 4 の 1 に ~ を記述する(いずれも石綿の重量が当該製品の重量の 1 % を超えるものを対象とする。)。なお、現行では のみが記述されているが、 ~ についても「意図的に石綿が含まれている」場合には、 に含めており、基本的に現行の規定においても対象となっている。

(2) 石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材、石綿含有断熱材

これらの建築材料は、解体等に当たって機械による破砕等が行われた場合には、石綿含有吹付け材と同じような飛散が生じるとされていること、及び既に石綿則第 5 条の届出の対象となっており、これとの整合性を図ることから、対象に加えて規制を強化する。また、これらの建築材料についても、石綿の重量が当該製品の重量の 1 % を超えるものを対象とすべきである。なお、その種類を整理すると表 4 の 2 ~ 4 のようになる。

表 4 特定建築材料とすべきもの

	区 分	種 類
1	石綿含有吹付け材	吹付け石綿、 石綿含有吹付けロックウール(乾式・湿式)、 石綿含有ひる石吹付け材、 石綿含有パーライト吹付け材
2	石綿含有保温材	石綿保温材、 石綿含有けいそう土保温材、 石綿含有パーライト保温材、 石綿含有けい酸カルシウム保温材、 石綿含有ひる石保温材、 石綿含有水練り保温材
3	石綿含有耐火被覆材	石綿含有耐火被覆板、 石綿含有けい酸カルシウム板第二種、 石綿含有耐火被覆塗り材
4	石綿含有断熱材	屋根用折版裏断熱材、 煙突用断熱材

注：いずれも石綿の重量が当該製品の重量の 1 % を超えるもの。また、2 ~ 4 については 1 以外のもの。

(3) その他の石綿含有成形板

表 4 に掲げた特定建築材料とすべき建築材料以外に石綿を含有する建築材料として、表 5 のようなものがある。これらについては、石綿含有吹付け材や石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材、石綿含有断熱材に比べると

解体時等における飛散の程度は少ないものと考えられる。また、石綿則第5条の届出対象にもなっていない。このため、表5に例示したようなその他の石綿含有成形板については、表4の特定建築材料には含めないことが適当である。

ただし、解体等に伴い石綿の飛散が発生することも認められているので、さらに調査検討を行うべきである。また、解体時において作業者が丹念にとりはずしを行うなどの措置や散水を行うなどの措置に効果のあることも明らかになっている。このため、規制対象とはしないまでも、これらの措置が推進されるよう、マニュアル等を作成するとともに、広く周知する必要がある。特に除去後の廃棄に当たって、これらの石綿含有成形板がそのようなものとして明示・区別されないと、その後の処理・処分に支障をもたらすおそれがあるので、何らかの対応が必要である。

表5 その他の石綿含有成形板（例）

主な施工部位	種 類
内装材（壁、天井）	スレートボード
	けい酸カルシウム板第一種
	パルプセメント板
	スラグ石膏板
	押出成形品
	石綿含有ロックウール吸音天井板
	石綿含有石膏板（ボード）
耐火間仕切り	けい酸カルシウム板第一種
床材	ビニル床タイル
	フリーアクセスフロア材
	押出成形板
外装材（外壁、軒天）	窯業系サイディング
	スラグ石膏板
	パルプセメント板
	押出成形セメント板
	スレートボード
	スレート波板
けい酸カルシウム板第一種	
屋根材	住宅屋根用化粧スレート
煙突材	石綿セメント円筒

建築物の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル（平成17年8月、建設業労働災害防止協会 p 24 表3 - 7から転載）

6. 作業基準の改定

上記4の規模要件等の撤廃及び5の特定建築材料の見直しを受けて、作業基準を改定する必要がある。

(1) 現行の作業基準

現行の作業基準は、特定粉じん排出等作業に係る規制基準として環境省令で定めることとされており（大防法第18条の14）、その内容は表6のようになっている。

表6 現行の作業基準の内容

	作 業	内 容
1	解体作業	<p>下記の事項を遵守して特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講じる。</p> <p>作業場を隔離し、作業場の出入口に前室を設置する。</p> <p>作業場を負圧に保ち、作業場の排気にエアフィルタ（注2）を付けた集じん・排気装置を使用する。</p> <p>除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化する。</p> <p>特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たって、除去した部分に石綿の飛散を抑制するための薬液等を散布し、作業場内の特定粉じんを処理する。</p>
2	解体作業のうち、あらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業	<p>散水又はこれと同等以上の効果を有する措置を講じる。</p>
3	改造・補修作業	<p>下記の事項を遵守して、特定建築材料を除去、囲い込み、封じ込めを行うか、これらと同等以上の効果を有する措置を講じる。</p> <p>除去する場合には1の～の事項を遵守する。</p> <p>囲い込み・封じ込めの場合には、特定建築材料の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合、又は下地との接着が不良な場合には、その特定建築材料を除去する。</p>

注2：日本工業規格Z 4 8 1 2に規定する放射性エアロゾル用高性能エアフィルタ

(2) 石綿含有吹付け材についての作業基準

表4の1の石綿含有吹付け材については、表6の現行の作業基準によることが適当と考える。ただし、囲い込み・封じ込めの作業に伴い、石綿が飛散するおそれがある場合には、表6の1の～の事項に準じて行うことが必要であり、その旨をマニュアル等に記載する。なお、表6注2のエアフィルタについては、実態を踏まえて「日本工業規格Z8122に規定するHEPAフィルタ」に改めるべきである。

(3) 石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材、石綿含有断熱材についての作業基準

これらの特定建築材料については、除去等の作業の方法に応じて作業基準を設けることが適当と考える。

特定建築材料を掻き落とし、破砕、切断により除去する場合

(2)の作業基準によることが適当である(「石綿含有吹付け材」を「石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材、石綿含有断熱材」とする。)。なお、グローブバックによる方法(注3)等については、「又はこれと同等以上の効果を有する措置を講じる」規定を受けて適用可能となっている。

注3：配管の一部などを局所的に隔離するための袋状の用具で手袋の部位がある。作業箇所に取り付けて当該部分を密封した後、手袋を使って石綿の除去作業を行い、密封状態を保ったまま取り出すことが可能であるとされている。

特定建築材料の掻き出しや破砕、切断は行わず、特定建築材料の除去等を行う場合

表7に示す作業基準によることとする。

なお、特定建築材料の除去等を行っても石綿の飛散のおそれがまったくない場合には、特定粉じん排出等作業とはみなされないため、規制の対象外である。このため、そのような事例をわかりやすく示すべきである。

表7 石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材、石綿含有断熱材についての作業基準（特定建築材料の掻き出しや破砕、切断を行わずに特定建築材料の除去等を行う場合）

	作 業	内 容
1	解体作業	<p>下記の事項を遵守して特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講じること。</p> <p>作業を実施する部分の床面等の必要な部分に養生を行う。</p> <p>除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化する。</p> <p>特定建築材料の除去後、作業場の養生を解くに当たって、除去した部分に石綿の飛散を抑制するための薬液等を散布し、作業場内の特定粉じんを処理する。</p>
2	改造・補修作業	<p>下記の事項を遵守して、特定建築材料を除去、囲い込み、封じ込めを行うか、これらと同等以上の効果を有する措置を講じる。</p> <p>除去する場合には1の～の事項を遵守する。</p> <p>囲い込み、封じ込めの場合には、特定建築材料の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合、又は下地との接着が不良な場合には、その特定建築材料を除去する。</p>

(4) 解体等の作業に係る掲示

建築物の解体等作業に際して、実施内容等を周辺住民から見やすい箇所に掲示すべきことが、厚生労働省及び環境省の通知により行われている。この掲示については、周辺住民の不安を払拭させるなどの意義が認められることから、作業基準等において位置付けることが望ましい。

(5) その他

作業基準を遵守させるための措置について、制度面も含め今後検討することが必要である。

7. 解体作業等の監視のための石綿濃度測定

大防法に基づく特定粉じん排出等作業の規制のスキームでは、作業の施工者に対して石綿濃度の測定は義務付けていない。一方、東京都や大阪府、横

浜市の条例等では、敷地境界濃度の測定が義務付けられている。

解体作業等の監視のための石綿濃度測定においては、表8のような有効性と問題点が指摘されているところであり、今後さらに検討する必要があると考える。なお、東京都等の先行的な取組があるので、これらの事例が紹介され、他の地方公共団体においても検討の進むことが望まれる。

また、表8の問題点・課題の を解決するためには、速やかに測定結果が得られる手法又は機器の開発が不可欠であり、そのための取組が望まれる。さらに、現行の石綿濃度の測定は、ろ紙に捕捉された石綿の繊維を顕微鏡下で計測するもので、繊維の見きわめなどに相当の熟練を要する。このため、基本的なレベルを確保した上で、一層の精度管理に努める必要があり、そのような体制の強化が望まれる。また、最近、分散染色法を用いることにより石綿を容易に他の繊維と区別する方法が開発されている。この方法の応用や測定場所、測定結果の利用方法を含め、石綿濃度の測定方法の在り方について、今後検討が必要であると考え。

表8 解体作業等の監視のための石綿濃度測定における有効性と問題点

有 効 性	問題点・課題
<p>施工者が作業基準の遵守を入念に行うようになる。</p> <p>高い測定結果が得られた場合に、作業基準の遵守に関してどこに問題があったかを施工者等に検証させる糸口となり、再発を防ぐことに役立つ。</p> <p>低い濃度結果が得られることにより、石綿による汚染が発生しなかったことが証明される。</p>	<p>測定結果が得られるまでに、通常では最短でも2日間を要し、結果が得られた時には、長期間継続的に作業が行われる場合を除いて石綿の除去作業等は終了している。このため、高い測定結果が得られたとしても、作業の改善に役立てることができない。</p> <p>測定結果を評価する基準がない。</p>

8. 確実な届出を促すための措置

参考資料3に示したように、規模要件の撤廃や特定建築材料の追加が行われれば、大防法に基づく届出件数が相当増加することが見込まれる。大防法による規制は、この届出が基本となることから、確実な届出を促すための措置を講じる必要があると考える。

このため、まず規制のしくみや特定建築材料等に関する情報が、解体等作業の注文者に十分に周知されることが必要である。また、施工者による届出が的確かつ迅速に行われるよう、必要な支援を行うべきである。さらに規制担当部局が、特定建築材料が使用されている建築物に関する情報や解体等に関する情報を的確に入手・活用できるようにすることが必要と考える。そのためには関係部局と連携して台帳の整備に努めることや、解体等に関する情報の共有化について労安法・石綿則の担当部局等との連携が必要である。

9. 労安法及び石綿則との整合性

上記4、5に基づき施行令及び施行規則が改正されたとした場合の労安法及び石綿則との整合性について、以下に整理する。

(1) 規模要件等

上記4の(1)（「延べ面積500㎡以上」という要件の撤廃）、(2)（「特定建築材料の合計面積50㎡以上」という要件の撤廃）及び(3)（「耐火建築物及び準耐火建築」という限定要件の撤廃）により、労安法及び石綿則との整合が図られる。なお、労安法及び石綿則では建築物以外の工作物も対象となるが、大防法では建築物に限定しており、この点は整合しておらず、今後の課題である。

(2) 特定建築材料

上記5の表4に示す建築材料を規制対象の特定建築材料とすることで、労安法及び石綿則との整合が図られる。

(3) 届出

労安法及び石綿則においては、労安法第88条第4項による届出（14日前まで）と石綿則第5条による届出（作業開始前まで）とがある。一方、大防法においては、第18条の15により14日前までに届出を行うことになっている。上記4、5による対応を受けて届出がどのようになるか整理すると表9となる。

表9 大防法、労安法及び石綿則による届出についての整理

	区 分			大防法(18条の15)	労安法(88条4項)	石綿則(5条)
	特定建築材料	作業	建築物			
1	石綿含有吹付け材	除去	耐火・準耐火			
			耐火・準耐火以外			
		囲い込み封じ込め	耐火・準耐火にかかわらず			
2	石綿含有保温材 石綿含有耐火被覆材 石綿含有断熱材	除去	耐火・準耐火にかかわらず			
			耐火・準耐火にかかわらず			
		囲い込み封じ込め	耐火・準耐火にかかわらず			

この表から、石綿含有吹付け材を耐火・準耐火建築物以外の建築物から除去する場合、石綿含有保温材、石綿耐火被覆材、石綿含有断熱材を除去する場合に、大防法による届出と石綿則による届出の差（特に期限について）が出ることがわかる。しかし、大防法の届出は法定事項であり、

整合性については今後の検討課題となるが、大防法による届出に当たって、施工者が迅速・的確に対応するための支援が必要と考える。

なお、囲い込み及び封じ込めについては、従来から大防法では対象としているが、労安法及び石綿則では対象としていないので、今回の対応においても同じ整理となる。

10．今後の課題等

本検討会報告を踏まえた施行令・施行規則の改正後において、さらに作業が必要と考えられる課題等について、再掲分を含め以下に整理する。

(1) 調査検討

今回特定建築材料に含めることを提案しなかった石綿含有成形板の解体等における石綿飛散の状況及びそれを踏まえた対応

解体等作業時の石綿濃度測定について、その有効性と問題点・課題を踏まえた対応

解体等作業に係る石綿濃度測定の在り方

建築物以外の工作物の取り扱い

(2) 今回の改正を円滑かつ的確に実施するための措置

改正の内容についての国民へのわかりやすい周知

次の項目に関するマニュアル等の整備

ア．特定建築材料

イ．作業基準

ウ．特定粉じん排出等作業に該当しない作業

エ．円滑・迅速な届出を支援するための情報

(3) 今回の改正を補完するための措置

特定建築材料に含めることを提案しなかった石綿含有成形板の解体等に関するマニュアル（飛散抑制対策や除去後の廃棄に当たっての留意事項など）の整備

地方公共団体による先行的な取組や優れた取組等に関する情報の共有化

(4) その他の措置

解体等作業に起因するものを含め、石綿の環境中濃度のモニタリング調査の実施

基準や指針の設定の検討を含め、石綿の健康影響に関する科学的知見の充実

迅速かつ正確に石綿濃度を測定する手法又は機器の開発

石綿濃度測定及び石綿含有率測定に係る精度管理体制の強化

石綿の飛散防止効果、費用、施工時間等に優れる石綿の解体等技術の開発